

第433回南国市議会定例会会議録

第7日 令和5年12月14日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島章
参事兼財政課長 渡部靖	参事兼企画課長 松木和哉
情報政策課長 竹村亜希子	危機管理課長 山田恭輔
税務課長 高野正和	市民課長 高橋元和
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター 所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 古田修章	農地整備課長 田所卓也
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 若枝実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局員	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和5年12月14日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和5年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和5年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第9号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例
- 第11 議案第11号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第18号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 第21 議案第21号 調停の申立ての取下げについて
- 第22 議案第22号 字の区域の廃止について
- 第23 議案第23号 香美郡殖林組合の解散について
- 第24 議案第24号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
- 第25 議案第25号 事務用パソコン購入契約の締結に係る追認について
- 第26 議案第26号 事務用パソコン購入変更契約の締結に係る追認について
- 第27 承認要求書
- 第28 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

議発第1号より議発第5号まで

—————*—————

午前10時1分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第26号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第26号まで、以上26件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西山明彦議員。

—————*—————

令和5年12月12日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第11号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第12号	南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第13号	南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第14号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第17号	南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第18号	南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する	原案を可決	適当と認める

	る条例	すべきもの	
第19号	南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	香美郡殖林組合の解散について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第24号	香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第25号	事務用パソコン購入契約の締結に係る追認について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第26号	事務用パソコン購入変更契約の締結に係る追認について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

*

〔10番 西山明彦議員登壇〕

○10番（西山明彦） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

第433回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第11号から議案第19号まで、及び議案第23号から議案第26号までの14件であります。去る12日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は15億5,920万6,000円の増額であります。その所要一般財源は4億782万9,000円であり、財政調整基金繰入金1億6,784万5,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金1,538万9,000円、繰越金2億1,590万7,000円ほか3件を増額計上し、補正財源とするものであります。

歳出で主なものは、人件費関係では、退職手当以外の人件費1億3,307万5,000円を増額計上、総務費関係では、戸籍住民基本台帳費958万5,000円を増額計上し、消防費関係では、防災費1,700万6,000円を増額計上しております。

繰越明許費では、社会資本整備総合交付金事業費 2 億 1,154 万 1,000 円、道路更新防災等対策事業費 1 億 1,918 万 4,000 円、都市再生整備事業費 2 億 2,479 万 9,000 円、小学校管理費 2 億 7,260 万 1,000 円及び体育施設管理運営費 1 億 950 万円ほか 4 件を追加し、債務負担行為では、コミュニティバス運行業務委託に係る限度額 2 億 5,095 万 6,000 円、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金に係る限度額 3 億 9,705 万 9,000 円、南国市立スポーツセンター等管理運営業務委託に係る限度額 2 億 5,687 万 2,000 円ほか 4 件を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、寄附金税額控除の対象となる寄附金または金銭について、県内の他の自治体の状況を踏まえ、見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 1 月から、出産予定の被保険者または出産した被保険者に係る産前産後期間における所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置を講じることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の改正に伴い、令和 6 年度から、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持つ「福祉事務所こども相談係」と、子育て世代包括支援センターとしての機能を持つ「保健福祉センター母子保健係」を統合し、新たに「こども家庭センター」を設置することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 14 号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数の合計を、再任用職員以外の職員にあつては 0.1 月分、再任用職員にあつては 0.05 月分引き上げること及び給料表を改定すること並びに主幹、技幹等の職の等級を 4 級から 3 級に変更するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市議会議員の期末手当の支給月数を年間で 0.1 月分引き上げるため本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第 16 号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例に

つきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げるため本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第17号南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、会計年度任用職員の給与改定について、次年度以降、一般職の職員の給与改定が4月に遡及して増額される場合は、一般職の職員と同様の措置を講ずることを求める意見があったことを申し添えます。

次に、議案第18号南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害出動手当について、近隣の消防本部における取扱いを踏まえ、「作業1回につき」支給するよう見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の出勤に係る費用弁償を廃止し、代わりに、国が策定した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に準じた額による出勤報酬を創設することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号香美郡殖林組合の解散についてにつきましては、香美郡殖林組合の近年の活動実績等を踏まえた結果、令和6年3月31日をもって解散することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてにつきましては、香美郡殖林組合解散後に同組合の財産を香美市、香南市及び南国市に、事務を香美市に承継するに当たって、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第25号事務用パソコン購入契約の締結に係る追認について、議案第26号事務用パソコン購入変更契約の締結に係る追認についてにつきましては、事務用パソコンの購入に当たり、令和4年10月20日の見積競争の結果、1,824万288円で随意契約を締結し、その後、令和

4年12月21日に、事務用パソコンの追加購入が必要となり、契約金額を2,048万6,708円とする変更契約を締結しております。

本来は、予定価格が2,000万円以上であることから、契約締結及び変更契約締結に当たっては、議会の議決を得る必要がありましたが、議決を得ないまま契約及び変更契約を締結したことが判明したため、当該契約及び変更契約の締結について、追認の議決を求めるものであり、議案第25号、議案第26号いずれも、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、今後は同様の事案が発生した場合には、十分に確認の上、対応するよう意見があったことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長神崎隆代議員。

＊

令和5年12月12日

南国市議会議長 岩松永治様

産業建設常任委員長
神崎隆代

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	費		
第 2 号	令和 5 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 3 号	令和 5 年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	令和 5 年度南国市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和 5 年度南国市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 10 号	南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する 条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 22 号	字の区域の廃止について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔11番 神崎隆代議員登壇〕

○ 1 1 番（神崎隆代） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号から議案第 3 号まで、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 10 号、議案第 22 号の 7 件であります。去る 12 日に委員会を開催し、副市長、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号令和 5 年度南国市一般会計補正予算第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 6 款農林水産業費、第 7 款商工費、第 8 款土木費につきまして、主なものは、農業費関係では、市単独農道水路維持管理費 4,550 万円を増額計上し、土木費関係では、市単独道路新設改良事業費 6,700 万円及び都市再生整備事業費（道路） 2 億 2,479 万 9,000 円を増額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号令和 5 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算につきまして、歳入におきましては、繰越金 884 万 7,000 円を増額計上し、県補助金 5,000 円、貸付金元利収入 2 万円及び裁判所予納金返還金に係る雑入 1,000 円を減額計上するものであります。歳出におきましては、一般会計繰出金 1,538 万 9,000 円を増額計上し、住宅新築資金等職員人件費

561万9,000円及び住宅新築資金等償還推進助成事業費94万9,000円を減額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入におきましては、一般会計繰入金163万4,000円を減額計上し、歳出におきましては、農業集落排水職員人件費21万5,000円及び公債費利子3万8,000円を増額計上し、農業集落排水一般管理費188万7,000円を減額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和5年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出におきまして、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費に係る水道事業費用を1,582万2,000円増額し、資本的支出におきまして、整備拡張工事費を38万5,000円増額するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和5年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出におきまして、制度改定による給料の増額等に係る下水道事業費を105万2,000円増額し、また、資本的収入におきまして、企業債を910万円増額し、資本的支出につきまして、流域下水道建設費負担金及び建設事務費を997万7,000円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例につきましては、住宅新築資金に係る債権の整理が終了したことに伴い、南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止することから、本条例を廃止するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号字の区域の廃止についてにつきましては、篠原土地区画整理事業の施行による区画形質の変更に伴い、事業施行地区内の字の区域を廃止することから、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長有沢芳郎議員。

＊

令和5年12月12日

南国市議会議長 岩松永治様

教育民生常任委員長

有沢芳郎

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第6号	令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第9号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第20号	南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第21号	調停の申立ての取下げについて	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔17番 有沢芳郎議員登壇〕

○17番（有沢芳郎） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げ

げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第20号、議案第21号の以上7件であります。去る12月12日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係の主なものは、価格高騰緊急支援給付金給付事業費5億1,745万円及び障害者自立支援給付事業費1億961万7,000円を増額計上するものであり、衛生費関係の主なものは、し尿処理施設運営事業費150万円を増額計上するものであり、教育費関係の主なものは、大篠小学校受変電及び空調設備改修工事等に係る小学校管理費（学校総務）1億6,281万3,000円を増額計上するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は86万1,000円を増額計上であります。

歳入では、過年度分特別交付金精算に係る雑入112万2,000円を増額計上し、一般会計繰入金14万1,000円及び特定健康診査等受託料12万円を減額計上するものであり、歳出では、国民健康保険職員人件費271万5,000円、国民健康保険一般管理費4万2,000円、賦課徴収費1万円及び保険給付費等交付金償還金31万7,000円を増額計上し、財政調整基金積立金222万3,000円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は336万5,000円を増額計上であります。

歳入では、県支出金22万8,000円、一般会計繰入金277万3,000円及び基金繰入金463万6,000円を増額計上し、国庫支出金398万7,000円及び支払基金交付金28万5,000円を減額計上するものであり、歳出では、介護保険職員人件費222万円、介護保険一般管理費19万5,000円、賦課徴収費13万円及び任意事業費190万円を増額計上し、一般介護予防職員人件費105万6,000円及び包括的支援事業費2万4,000円を減額計上するもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、

歳入歳出補正予算の規模は1,496万7,000円の増額計上であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料1,724万6,000円、督促手数料2万5,000円及び保険料還付金12万4,000円を増額計上し、一般会計繰入金242万8,000円を減額計上するもので、歳出では、後期高齢者医療保険職員人件費79万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1,404万4,000円及び還付金12万4,000円を増額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う条項ずれ及び子ども家庭庁の設置に伴う本事業に係る所管大臣の修正等を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定についてにつきましては、南国市立スポーツ施設条例第3条第2項の規定により、南国市立スポーツ施設の管理を「特定非営利活動法人まほろばクラブ南国」に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号調停の申立ての取下げについてにつきましては、十市保育園等に係る土地の事業用定期借地権設定契約の締結のために、令和5年4月17日に民事調停の申立てを行っておりますが、民事調停の手続によらずに、当該契約を締結するため、当該申立てを取り下げるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第8号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第14号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第14号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第26号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第26号まで、以上10件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第27、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和5年12月14日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長 西山明彦

産業建設常任委員長 神崎隆代

教育民生常任委員長 有沢芳郎

議会運営委員長 土居恒夫

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————*—————

議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおりの派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第5号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第5号まで、以上5件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

ガザにおける平和の早期実現を求める決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	齊藤喜美子
賛成者	〃	前田学浩
	〃	有沢芳郎

賛成者	南国市議会議員	西本良平
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	松下直樹
〃	〃	山中良成
〃	〃	山本康博
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	西内俊二
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西山明彦
〃	〃	松本信之助
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	今西忠良
〃	〃	杉本理

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第1号

ガザにおける平和の早期実現を求める決議

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との武力衝突が始まり、1か月以上が経過した。衝突により一般市民、特に子供たちに大きな犠牲が生じていることは悲惨で悲劇的な状況である。こうした事態を受け、11月8日には先進7か国（G7）外相会合が、ガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘休止を支持するなどとしたG7外相声明を発表した。また、国連安全保障理事会は11月15日に緊急会合を開き、ガザ地区の子供の人道状況を改善するための戦闘の休止と人質の即時解放を求める決議を採択している。ガザ地区での人道危機改善に向けては本格的な停戦、事態の鎮静化が必要であり、イスラエルと自立可能なパレスチナ国家の双方が平和、安全及び相互の

承認の下に共存することを想定した二国家解決が公正で永続的で安全な平和への道であることについては、本市としても国連やG7と認識を一にするものである。

平和を希求する南国市議会として、市民とともに、このたびの紛争に対して下記に掲げるとおり一刻も早い事態の解決、改善を求める。

記

1. 人道目的の即時停戦及び人質の即時解放
2. 国際法、国際人道法の遵守
3. ガザ地区における人道危機を改善するための、水や食料、燃料、医薬品をはじめとする人道支援物資の供給
4. 戦闘地域の不拡大

以上、決議する。

令和5年12月14日

南 国 市 議 会

＊

議発第2号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	芥 藤 喜 美 子
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	山 中 良 成

賛成者	南国市議会議員	杉 本 理
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信 之 助
〃	〃	福 田 佐 和 子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第2号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

記

1. 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
3. 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様

＊

議発第3号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	前 田 学 浩
	〃	斉 藤 喜 美 子
	〃	有 沢 芳 郎
	〃	西 本 良 平

賛成者	南国市議会議員	丁野美香
〃	〃	植田豊
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	松下直樹
〃	〃	山中良成
〃	〃	杉本理
〃	〃	山本康博
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	西内俊二
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西山明彦
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第3号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合

でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1. 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

2. 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

3. 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4. 認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5. 認知症の方を抱える「御家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービ

スを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6. 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7. 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、さらに認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない、など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
総 務 大 臣	鈴 木 淳 司 様

＊

議発第4号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	前 田 学 浩

賛成者	南国市議会議員	齊藤喜美子
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	西本良平
〃	〃	丁野美香
〃	〃	植田豊
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	山中良成
〃	〃	山本康博
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	齊藤正和
〃	〃	西内俊二
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西山明彦
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本理

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第4号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2023年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食糧支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求める。

記

1. 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2. 食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。

3. 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。

4. コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5. 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

南 国 市 議 会

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	自 見 は な こ 様
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
農 林 水 産 大 臣	宮 下 一 郎 様
経 済 産 業 大 臣	西 村 康 稔 様
環 境 大 臣	伊 藤 信 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣	盛 山 正 仁 様
内閣府特命担当大臣（こども政策）	加 藤 鮎 子 様

*

議発第5号

子供のために保育士配置基準の引上げを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐 和 子
賛成者	〃	西 山 明 彦
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信 之 助
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第5号

子供のために保育士配置基準の引上げを求める意見書

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るための不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置水準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で「75年ぶりの配置基準改善」として、①1歳児の子供6人に対し保育士1人の基準を5対1に、②4・5歳児の子供30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

記

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
内閣府特命担当大臣（こども政策）	加 藤 鮎 子 様
こ ども 家 庭 庁 長 官	渡 辺 由 美 子 様
文 部 科 学 大 臣	盛 山 正 仁 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上5件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、議発第1号から議発第5号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました5件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第5号は否決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第433回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時35分 閉会